

回の法律案では、「ビデオリンク方式の証人尋問の拡充」として、

- 性犯罪の被害者等が証人となる時など、公判が行われる裁判所に出頭すること自体によって、精神的負担を負うおそれがある場合
- 組織的な犯罪等に関する証人など、公判が行われる裁判所への出頭時に危害が加えられたり、又は、出頭後に尾行されるなどして危害が加えられるおそれなどがある場合
- 証人が遠隔地に居住し、公判が行われる裁判所に出頭することが著しく困難である場合には、証人に、公判が行われる裁判所とは別の裁判所に出頭してもらい、ビデオリンク方式による証人尋問をできるようにすることにしています。

## 第4節 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

##### 【施策番号141】

ア 内閣府においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を要請しており、都道府県・政令指定都市については、平成23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている（都道府県・政令指定都市における総合的対応窓口の設置状況等は、P218資料10-2参照）。

また、内閣府においては、平成20年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布した上で（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/handbook/handbook.html>）、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、地方公共団体に対して「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等を働きかけている。

平成27年4月1日現在、54都道府県・政令指定都市及び25市区町において、犯罪被害者等の支援のために有効な諸制度・取組を担っている関係機関・団体及び庁内関係

部局について整理した「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」が作成されている。さらに、関係省庁と地方公共団体宛てに送付している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、各省庁の犯罪被害者等施策、各地方公共団体の先進的な取組事例等を紹介し、情報共有を図っている。

##### 【施策番号142】

イ 内閣府においては、市区町村における犯罪被害者等施策担当窓口となる部局の確定状況等について確認し、犯罪被害者白書に掲載するとともに、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等の機会を通じ、市区町村における施策担当窓口（以下「施策主管課」という。）の確定及び総合的対応窓口の設置を促進するよう要請している。

平成27年4月1日現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、1,710市区町村（約99%）において施策主管課が確定され、1,549市区町村（約90%）において総合的対応窓口が設置されている（市区町村における施策主管課の確定状況等は、P221資料10-3及び<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/bukyoku/bukyoku.html>参照）。

また、平成26年度は犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、秋田県、愛知県、